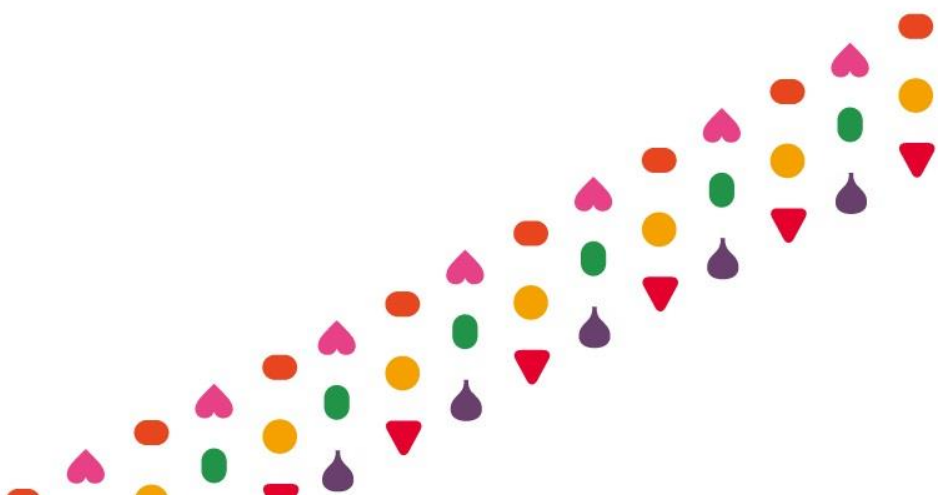




第1回紀の川市長期総合計画審議会 資料

紀の川市企画部企画経営課



○紀の川市長期総合計画審議会委員・事務局職員名簿

◇委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学 識 経 験 者	佐久間 康 富	和歌山大学システム工学部
学 識 経 験 者	仁 藤 伸 昌	近畿大学生物理工学部地域交流センター
関 係 団 体	青 木 一 永	社会福祉法人檸檬会
関 係 団 体	上 野 大 雄	紀の川市小中学校校長会
関 係 団 体	植 松 勝 己	和歌山県警岩出警察署
関 係 団 体	岡 田 芳 和	紀の里農業協同組合販売部直売課
関 係 団 体	岡 本 江 里 子	公立那賀病院社会福祉科
関 係 団 体	小 倉 敏 男	紀の川市人権委員会
関 係 団 体	川 嶋 至	紀の川市身体障害者連盟
関 係 団 体	児 玉 眞 禎	紀の川市商工会青年部
関 係 団 体	庄 司 正 幸	紀の川市消防団
関 係 団 体	谷 川 義 治	宅地建物取引業協会那賀支部
関 係 団 体	中 川 皓 次	紀の川市地球温暖化対策協議会
関 係 団 体	中 谷 典 史	紀の川市観光協会
関 係 団 体	西 川 泰 弘	紀の川市農業委員会
関 係 団 体	野 村 壮 吾	紀の川市立地企業連絡協議会
関 係 団 体	畑 中 淳 志	紀の川市PTA 連合会
関 係 団 体	畠 中 美 文	NPO 法人フレイルサポート紀の川
関 係 団 体	濱 畑 敏 行	和歌山公共職業安定所
関 係 団 体	藤 本 綾 子	麦の郷ゆめ・やりたいこと実現センター
関 係 団 体	藤 原 鋭	JR 西日本和歌山支社総務企画課
関 係 団 体	森 伸 一	紀の川市自治連絡協議会

区 分	ふり 氏 なが 名	所 属 等
公 募 委 員	いそ べ やす のぶ 磯 部 泰 伸	
公 募 委 員	い とう しょう ご 伊 藤 正 吾	
公 募 委 員	かた やま あつし 片 山 篤	
公 募 委 員	こ だま とし あき 児 玉 敏 昭	
公 募 委 員	たま ずみ よし ひろ 玉 住 榮 宏	

◆事務局職員

役 職	ふり 氏 なが 名	備 考
企画部長	すみ よし ひで 角 佳 英	
企画経営課次長兼課長	くり もと むね ひこ 栗 本 宗 彦	
企画経営課班長	いま い あき と 今 井 朗 登	
企画経営課主任	にし かわ よういちろう 西 川 洋 一 郎	
企画経営課主任	にし ばた かつ のり 西 端 克 典	
企画経営課主事	ます だ と も や 増 田 智 也	
企画経営課主事	くり う な な 栗 生 奈 々	

6. 会長及び副会長の選出について

紀の川市長期総合計画審議会の会長及び副会長は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則第3条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出する。

職名	氏名	備考
会長		
副会長		

○ 附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（抜粋）

（会長等）

第3条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置く。

- 2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。
- 3 会長等は、会務を総理する。
- 4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8. 審議会への諮問について

3 紀企経発第 264001 号
令和 3 年 1 2 月 2 0 日

紀の川市長期総合計画審議会 会長 様

紀の川市長 中 村 慎 司

第 2 次紀の川市長期総合計画（後期基本計画）の策定について（諮問）

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成 3 1 年紀の川市条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、第 2 次紀の川市長期総合計画（後期基本計画）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

○諮問趣旨

本市は、「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を将来像とする基本構想を平成 2 9 年 9 月に議会の議決を経て策定し、前期基本計画と実施計画に基づき、積極的な施策、事業の展開を図りその実現に取り組んでまいりました。

前期基本計画が、令和 4 年度までの計画であることから、より豊かな市民生活を実現し、次世代にも誇れるまちづくりを目指して、社会経済動向を踏まえつつ、令和 5 年度を初年度とし令和 8 年度を目標年度とする後期基本計画の策定について諮問するものです。

後期基本計画を策定するにあたり、本市が抱えている人口減少の抑制につながる活性化対策、少子高齢化の進展に伴う課題対策に加え、大規模な自然災害への対応等、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる持続可能な地域社会の推進ができるまちづくりを目指した計画が必要です。

そのため、後期基本計画では、誰もが活躍でき、子育てしやすく、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを進め、地域の特性やデジタル技術を活かした持続可能なまちづくりについて、貴審議会の意見を求めます。

9. 議長の選出について

紀の川市長期総合計画審議会の議長は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則第9条の規定に基づき、会長等が会議に諮って選出する。

職 名	氏 名	備 考
議 長		

○ 附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（抜粋）

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

10. 審議事項

(1) 審議会の運営について

ア 所掌事務・役割

紀の川市長期総合計画審議会は、市長の附属機関として、「紀の川市長期総合計画の策定等についての調査及び審議に関する事務」を担当するため、学識経験を有する方、市民の代表者、各種団体を代表する方等を委員として、市長から審議会会長に諮問された第2次紀の川市長期総合計画（後期基本計画）の策定について、委員同士で意見を交わし、議論し、その意見を市に対し必要な提言として「答申」を行います。

イ 審議会の運営

- (ア) 審議会は会長が招集します。
- (イ) 委員の半数以上の出席で会議が成立します。
- (ウ) 出席委員の過半数の意見で決定します。同数の場合は議長が決定します
- (エ) 審議会の会議録は、発言者の氏名を明記せず、内容は議事要旨とし、資料とともに後日ホームページで公表します。
- (オ) 会議録作成のため、事務局で会議内容を録音します。

ウ 分科会の設置

- (ア) 基本計画にかかる個別のテーマ（まちづくりの目標）について、少人数で調査審議し、活発な議論を行うため分科会を設置します。
- (イ) 分科会は、「安全・安心」、「子育て・教育」、「産業・交流」、「都市基盤・生活環境・地域づくり」の4つの分野とします。
- (ウ) 各分科会の委員構成については、専門の学識経験を有する者、その他適当と認める者でもって構成します。

各分科会は、長期総合計画における政策目標と同様の所掌内容を担任する。（下表参照）

分科会名	まちづくりの目標	所掌内容
安全・安心	安心して健やかに暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する事。 ・防犯に関する事。 ・健康に関する事。 ・医療に関する事。 ・福祉に関する事。
子育て・教育	育み学ぶ元気なまち	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境に関する事。 ・保育サービスに関する事。 ・学校教育に関する事。 ・生涯学習に関する事。 ・生涯スポーツに関する事。 ・人権尊重に関する事。
産業・交流	交流と活気が生まれるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興に関する事。 ・産業振興に関する事。 ・雇用に関する事。 ・就労に関する事。 ・観光に関する事。 ・交流に関する事。
都市基盤 ・生活環境・地域づくり	快適で環境と調和するまち 健全で自立したまち	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備に関する事。 ・公共交通に関する事。 ・生活環境に関する事。 ・環境保全に関する事。 ・循環型社会に関する事。 ・自然環境に関する事。 ・地域自治に関する事。 ・コミュニティに関する事。 ・地域振興に関する事。

(2) 紀の川市長期総合計画（後期基本計画）策定方針について

ア 計画策定の趣旨

本市は、平成 29（2017）年度に策定した第 2 次紀の川市長期総合計画基本構想及び前期基本計画において、美しい自然環境や全国有数の生産量を誇る果物をはじめとした豊富な農作物に加え、長年にわたり培われてきた歴史・文化、貴重な地域資源をふんだんに生かした産業などの優れた魅力を積極的に生かし、「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を本市の将来像とし、さまざまな施策を進めてきました。

また、令和 3（2021）年 3 月には第 2 期紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指しています。

このたび、前期基本計画が、令和 4（2022）年度までの計画であることから、より豊かな市民生活を実現し、次世代にも誇れるまちづくりを目指して、新たな社会課題や社会動向を踏まえつつ、令和 5（2023）年度を初年度とし令和 8（2026）年度を目標年度とする後期基本計画を策定します。

イ 計画策定にあたっての基本的な考え方

本市全体の人口は、平成12（2000）年以降、減少の一途をたどり、地域によってはその傾向が特に顕著になっています。今後もその傾向が急激に改善することは見込みにくく、人口減少、少子化の改善に向けた取組を進めつつも、すべての市民が将来にわたって快適な生活を送ることができるよう地域の持続可能性を高める対策を講じていく必要があります。

そのため、後期基本計画では、誰もが活躍でき、子育てしやすく、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを進め、地域の特性やデジタル技術を活かした持続可能なまちの形成に導けるような取組を重視して策定作業を進めます。

ウ 第2次紀の川市長期総合計画の構成及び期間

第2次紀の川市長期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成しています。

(ア) 「基本構想」9年間

市民と行政が共有する、本市の目指すべき9年後の将来像を明確にしたうえで、その実現すべきまちの状態をより具体的にしたものであり、紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例第2号の規定により策定。

(イ) 「基本計画」5年間・4年間

基本構想を実現するため、行政及び市民との協働のもとに進める具体的な取組(施策)を体系的に示したもので、前期5年、後期4年の2期に分けて策定。

(ウ) 「実施計画」3年間

計画期間を3年間とし、毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえ、毎年度のローリング方式によって計画を見直す。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
基本構想	9年間								
基本計画	前期(5年間)					後期(4年間)			
実施計画	3年間								

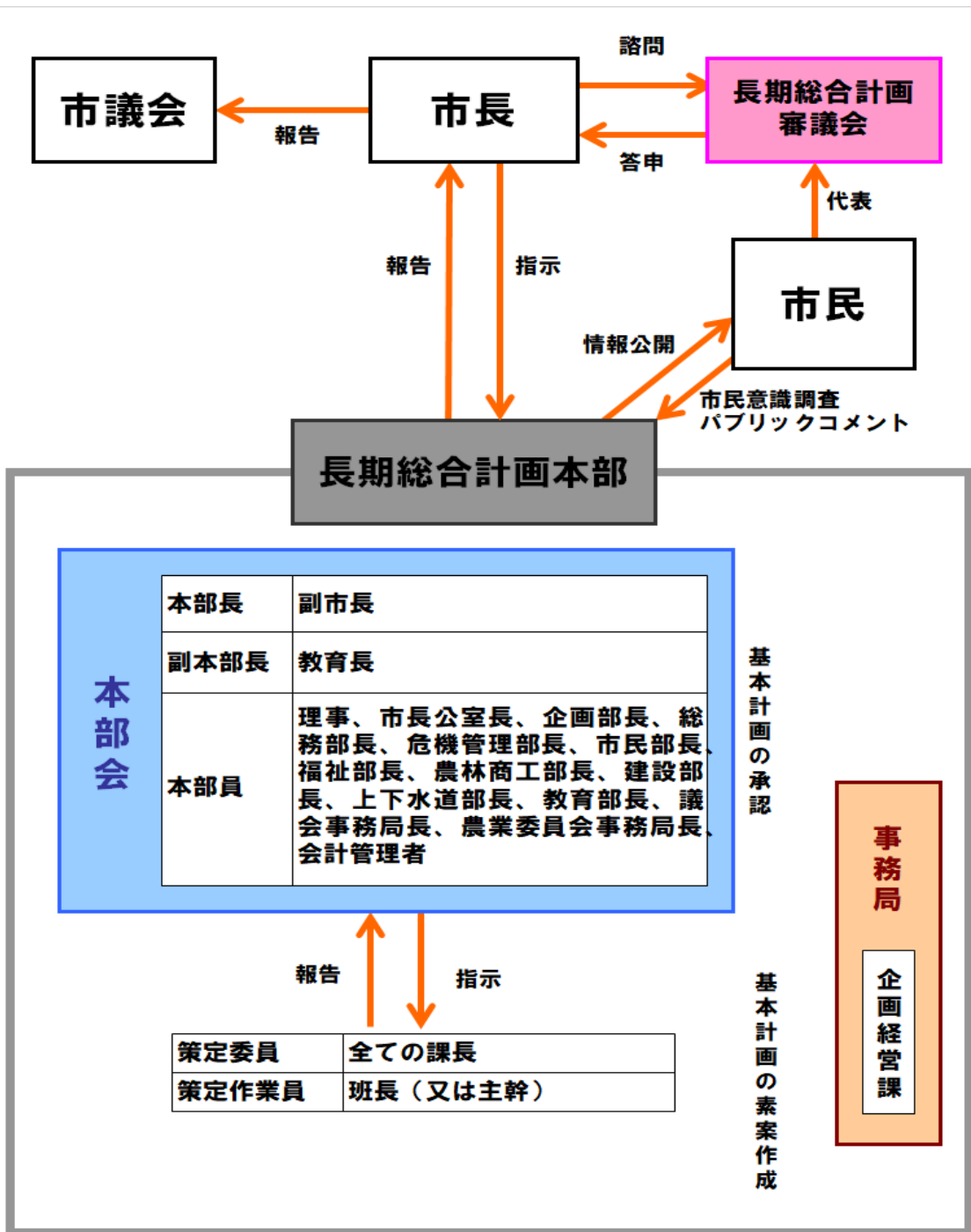
エ 策定体制

(ア) 市民の参画

- a 長期総合計画審議会（公募委員の募集）
- b 市民意識調査の実施
- c パブリックコメントの実施

(イ) 職員の参画

- a 長期総合計画本部



(3) 今後のスケジュールについて

段階	回次	実施時期	内容	
情報共有	第1回	12月20日(月)	○審議会委員の委嘱、会長、副会長等の選出 ○審議会の運営について ○後期基本計画の策定方針について	
	第2回	1月28日(金)	○本市を取り巻く現状について ○施策全体に対する意見聴取 ○市民アンケートの素案について	
市民アンケートの実施(2月上旬～3月上旬)				
拡散	第3回	3月25日(金)	○分科会(1回目) ・基本計画の本市の取組・実績について ・基本計画の本市の課題について ・市民意識調査(R3)の速報結果報告	
	第4回	4月13日(水)	○新任審議会委員委嘱 ○分科会(2回目) ・基本計画の本市の取組・実績について ・基本計画の本市の課題について	
	第5回	6月14日(火)	○審議会で分科会ごとの課題を整理・報告 ○施策全体に対する意見聴取	
収束	第6回	8月24日(水)	○分科会実施(3回目) ・取組方針の確認	
	第7回	11月10日(木)	○成果指標、目指す姿の確認 ○計画素案の審議	
	第8回	12月上旬	○基本計画素案の提示	
	パブリックコメント(基本計画:1月中旬)			
	第9回	2月上旬	○パブリックコメントの対応 ○基本計画案の協議(最終化)	
第10回	2月下旬	○基本計画の最終調整 ○答申案		

○令和5年3月に市長に答申

※上記は現時点の予定であり、都合により変更させていただく場合があります。

